

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
湯ノ小屋沢川導水施設ゴム引布製起伏堰補修(群馬県利根郡みなかみ町藤原) 平成25年10月3日～平成25年12月27日 機械設備工事	分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)	平成25年12月19日	日本自動機工(株) (埼玉県さいたま市浦和区岸町)	湯ノ小屋沢川導水施設ゴム引布製起伏堰は、平成25年9月17日に起立運転した際、ゴム本体から空気漏れが確認された。これは、平成25年9月16日に台風18号の出水により倒伏する際、流木・転石等が堰上部を流下しゴム本体を損傷させた事が原因と考えられるが、そのままでは、奈良俣ダムへの導水に支障をきたすため、速やかな対応が必要であり、当該業者は、当該設備の製作・据付業者であり、設備の構造、装置の機能に精通しており早急な対応が可能だったため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,210,500	4,189,500	99.5%	—	湯ノ小屋沢川導水施設ゴム引布製起伏堰は、平成25年9月17日に起立運転した際、ゴム本体から空気漏れが確認された。これは、平成25年9月16日に台風18号の出水により倒伏する際、流木・転石等が堰上部を流下しゴム本体を損傷させた事が原因と考えられるが、そのままでは、奈良俣ダムへの導水に支障をきたすため、速やかな対応が必要であり、当該業者は、当該設備の製作・据付業者であり、設備の構造、装置の機能に精通しており早急な対応が可能だったため。	13	
長柄ダム風水被害応急対策工事 (千葉県長生郡長柄町山之郷地先) 平成25年10月22日～平成25年11月29日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合管理所長 子安 幸雄 (千葉県八千代市村上)	平成25年12月4日	(有)新日工 (千葉県長生郡長柄町船木)	台風26号の降雨により、法面が崩落した長柄ダム管理用道路の通行を確保し、崩落による被害拡大を防止するため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,179,000	3,906,000	93.5%	—	台風26号の降雨により、法面が崩落した長柄ダム管理用道路の通行を確保し、崩落による被害拡大を防止するため	13	
宇連ダム濁水対策緊急仮取水施設設置外工事 (愛知県新城市川合宇大嶋地内外) 平成25年9月4日～平成25年10月18日 土木一式工事	分任契約職 豊川用水総合事業部長 伊藤保裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成25年10月21日	青山建設(株) (愛知県豊橋市東新町)	本工事は、豊川用水における緊急濁水対策として、宇連ダムにおける最低水位以下の貯留水の活用を行うため、仮設ポンプ等を設置するものである。異常濁水によって宇連ダムの貯水量が急激に低下し、9月5日には最低水位以下になり取水不能となることが想定された。既に高率の節水取水対応を実施していたことから、最低水位以下の貯留水も引き続き取水する必要があるが、これに必要な仮設ポンプ等の設置を早急に行う必要が生じた。9月2、3日の豊川用水節水対策協議会において、当該工事の実施及びこれに関する豊川緊急濁水調整協議会の開催要請が決定されたことを踏まえ、緊急契約を実施したものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	6,846,000	6,142,500	89.7%	—	本工事は、豊川用水における緊急濁水対策として、宇連ダムにおける最低水位以下の貯留水の活用を行うため、仮設ポンプ等を設置するものである。異常濁水によって宇連ダムの貯水量が急激に低下し、9月5日には最低水位以下になり取水不能となることが想定された。既に高率の節水取水対応を実施していたことから、最低水位以下の貯留水も引き続き取水する必要があるが、これに必要な仮設ポンプ等の設置を早急に行う必要が生じた。9月2、3日の豊川用水節水対策協議会において、当該工事の実施及びこれに関する豊川緊急濁水調整協議会の開催要請が決定されたことを踏まえ、緊急契約を実施したものである。	13	

<p>大貝戸サイホン漏水対策工事 (三重県いなべ市藤原町) 平成25年10月4日～平成25年12月20日 その他の工事</p>	<p>分任契約職 三重用水管理所長 嶺木厚範 (三重県三重郡菟野町)</p>	<p>平成25年12月16日</p>	<p>(株)伊勢工業 (三重県桑名市大字和泉)</p>	<p>平成22年7月に当管理所と緊急時協力協定を締結しており、緊急的な漏水について優先的に対応する当該業者は、工事現場に最も近く、止水バンドの製造・据付業者であり、PC管継ぎ目からの漏水を緊急的に補修する工事を数多く実施していることから、随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項三号)</p>	<p>10,374,000</p>	<p>9,618,000</p>	<p>92.7%</p>	<p>—</p>	<p>平成22年7月に当管理所と緊急時協力協定を締結しており、緊急的な漏水について優先的に対応する当該業者は、工事現場に最も近く、止水バンドの製造・据付業者であり、PC管継ぎ目からの漏水を緊急的に補修する工事を数多く実施していることから、随意契約を行った。</p>	<p>13</p>
<p>青蓮寺ダム貯水池法面対策工事 (三重県名張市中知山地区内) 平成25年9月19日～平成25年11月20日 法面処理工事</p>	<p>分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田和昭 (三重県名張市下比奈知)</p>	<p>平成25年11月8日</p>	<p>青葉工業(株)名古屋支店 (愛知県名古屋市中北区)</p>	<p>本件は、台風18号の影響による大雨で、貯水池法面の崩落部浸食により、上部構造物(名張市道)に被害が拡大することが想定されるため応急復旧工事が必要となる。また、貯水池法面の崩落は洪水貯留準備水位(EL. 273m)から平常時最高貯水位(EL. 277m)間で発生しており、10月16日以降の非洪水期に貯水位を上昇させることから、早急の対策が必要となる。よって、「緊急を要する場合で競争に付することができない場合」の契約手続きにより、調査、設計、工事を依頼するものである。 本件を実施するに当たって、青葉工業(株)は、実績もあり、近隣で同種の工事を施工しており、早急に実施できることから随意契約を締結するものである。(工事請負契約の契約事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>3,013,500</p>	<p>3,013,500</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>本件は、台風18号の影響による大雨で、貯水池法面の崩落部浸食により、上部構造物(名張市道)に被害が拡大することが想定されるため応急復旧工事が必要となる。また、貯水池法面の崩落は洪水貯留準備水位(EL. 273m)から平常時最高貯水位(EL. 277m)間で発生しており、10月16日以降の非洪水期に貯水位を上昇させることから、早急の対策が必要となる。よって、「緊急を要する場合で競争に付することができない場合」の契約手続きにより、調査、設計、工事を依頼するものである。 本件を実施するに当たって、青葉工業(株)は、実績もあり、近隣で同種の工事を施工しており、早急に実施できることから随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>

<p>布目ダム管理水力発電設備修理 (奈良県奈良市北野山町869-2布目ダム管理所) 平成25年10月11日～平成26年3月25日 電気工事</p>	<p>分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田和昭 (三重県名張市下比奈知)</p>	<p>平成25年11月21日</p>	<p>(株)かんでんエンジニアリング (大阪府大阪市北区)</p>	<p>布目ダムに設置の管理用水力発電設備において、外的要因による運転停止が発生した。障害の原因は水車内に堆積した土砂等によるものである。土砂等を完全に除去するためには分解点検実施する必要があるため、点検を行うために必要な技術資料の保有や設備内容を熟知している事が必要である。 また、管理用水力発電は、放流設備であり、維持放流を行うための重要な設備である事や、管理用発電で発生した電力は、ダム管理用電力として使用し、余剰電力の売電を行うなど、管理コストの低減に大きな効果を発揮している。以上から緊急に修理を行い、運転の再開を行うものである。 (株)かんでんエンジニアリングは、当該設備製作納入業者の代理店であり、当該設備に関する技術資料の保有や設備内容等に熟知していることから、随意契約を締結するものである。 (工事請負契約の事務処理要領第5条第4項二号及び三号)</p>	<p>3,906,000</p>	<p>3,570,000</p>	<p>91.4%</p>	<p>—</p>	<p>布目ダムに設置の管理用水力発電設備において、外的要因による運転停止が発生した。障害の原因は水車内に堆積した土砂等によるものである。土砂等を完全に除去するためには分解点検実施する必要があるため、点検を行うために必要な技術資料の保有や設備内容を熟知している事が必要である。 また、管理用水力発電は、放流設備であり、維持放流を行うための重要な設備である事や、管理用発電で発生した電力は、ダム管理用電力として使用し、余剰電力の売電を行うなど、管理コストの低減に大きな効果を発揮している。以上から緊急に修理を行い、運転の再開を行うものである。 (株)かんでんエンジニアリングは、当該設備製作納入業者の代理店であり、当該設備に関する技術資料の保有や設備内容等に熟知していることから、随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>上流端支川堆積土砂撤去工事 (京都府京都市右京区京北下宇津町内外) 平成25年10月19日～平成26年3月14日 土木一式工事</p>	<p>分任契約職 日吉ダム管理所長 青山 太洋 (京都府南丹市日吉町)</p>	<p>平成25年12月13日</p>	<p>小西建設 (京都府京都市右京区京北下宇津町)</p>	<p>台風18号の影響により、貯水池上流端支川に大量の土砂が堆積し、洪水時の周辺家屋等への浸水被害の発生可能性を助長するため、早急に撤去する必要があるため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>8,053,500</p>	<p>7,980,000</p>	<p>99.1%</p>	<p>—</p>	<p>台風18号の影響により、貯水池上流端支川に大量の土砂が堆積し、洪水時の周辺家屋等への浸水被害の発生可能性を助長するため、早急に撤去する必要があるため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>付替県道青美線第2工区法面応急復旧工事 (三重県伊賀市川上) 平成25年9月18日～平成25年11月30日 土木一式工事</p>	<p>分任契約職 川上ダム建設所長 神矢 弘 (三重県伊賀市阿保)</p>	<p>平成25年11月13日</p>	<p>(株)坂口組 (三重県伊賀市桐ヶ丘)</p>	<p>台風18号の影響により、付替県道工事施工箇所において斜面崩落が発生し、早急に復旧対策を行う必要があったため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>7,560,000</p>	<p>7,507,500</p>	<p>99.3%</p>	<p>—</p>	<p>風18号の影響により、付替県道工事施工箇所において斜面崩落が発生し、早急に復旧対策を行う必要があったため、近隣業者より本工事に対応可能な業者を選定して工事を実施した。</p>	<p>13</p>	

<p>矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路(共用区間)除雪委託 (群馬県利根郡みなかみ町藤原) 平成25年12月16日～平成26年3月31日 その他工事</p>	<p>分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)</p>	<p>平成25年12月13日</p>	<p>東京電力(株)群馬支店 渋川支社 (群馬県渋川市石原)</p>	<p>矢木沢ダム管理用道路(共用区間)は、水資源機構と東京電力(株)との共同施設となっており、水資源機構としてダムの管理・運用のために必要な道路である。本契約(矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路(共用区間)除雪委託)は、「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定書」(昭和43年3月18日締結、昭和60年3月30日変更)第3条第1項(2)に基づき、東京電力(株)に矢木沢ダム管理用道路(共用区間)の除雪を委託するものであるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>13,379,735</p>	<p>13,379,735</p>	<p>100.00%</p>	<p>—</p>	<p>矢木沢ダム管理用道路(共用区間)は、水資源機構と東京電力(株)との共同施設となっており、水資源機構としてダムの管理・運用のために必要な道路である。本契約(矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路(共用区間)除雪委託)は、「矢木沢ダム関係道路の維持等に関する協定書」(昭和43年3月18日締結、昭和60年3月30日変更)第3条第1項(2)に基づき、東京電力(株)に矢木沢ダム管理用道路(共用区間)の除雪を委託するものであるため。</p>	<p>12</p>	
<p>フィルダム堤体調査機器撤去 (若手県奥州市胆沢区若柳字尿前) 平成25年9月17日～平成25年11月22日 設計業務</p>	<p>契約職 総合技術センター所長 自閑茂治 (埼玉県さいたま市桜区大字神田)</p>	<p>平成25年11月7日</p>	<p>青葉計測テクノ(株) (宮城県仙台市太白区鉤取)</p>	<p>本業務は、石淵ダムの下流に建設された胆沢ダムの試験湛水に伴う堤体挙動計測を行っている調査機器を撤去するものである。撤去は、胆沢ダムが最低水位付近まで水位を低下させたときに実施することとなり、その期間は既に決定している。8月に一般競争入札を行ったところ不調となり、再度一般競争に付した場合、作業期間を過ぎてしまうことから、昨年度、同ダムに調査機器を設置し、機器の取扱い及び現地に精通している当該業者と随意契約を行うものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第七号)</p>	<p>1,354,500</p>	<p>1,221,150</p>	<p>90.2%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、石淵ダムの下流に建設された胆沢ダムの試験湛水に伴う堤体挙動計測を行っている調査機器を撤去するものである。撤去は、胆沢ダムが最低水位付近まで水位を低下させたときに実施することとなり、その期間は既に決定している。8月に一般競争入札を行ったところ不調となり、再度一般競争に付した場合、作業期間を過ぎてしまうことから、昨年度、同ダムに調査機器を設置し、機器の取扱い及び現地に精通している当該業者と随意契約を行うものである。</p>	<p>13</p>	
<p>浦山ダム清水バイパス浮遊管緊急対策検討 (埼玉県秩父市浦山地区内他) 平成25年9月25日～平成25年12月3日 設計業務</p>	<p>分任契約職 荒川ダム総合管理所長 米崎文雄 (埼玉県秩父市荒川久那4041)</p>	<p>平成25年11月8日</p>	<p>古河産業(株) (東京都港区新橋4-21-3)</p>	<p>本業務は清水バイパスの漏水対策検討を行うものである。短期間で漏水箇所調査及び対策方法を決定する必要があるため、施工実績があり清水バイパスに精通している業者と随意契約を実施したものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>1,533,000</p>	<p>997,500</p>	<p>65.1%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は清水バイパスの漏水対策検討を行うものである。短期間で漏水箇所調査及び対策方法を決定する必要があるため、施工実績があり清水バイパスに精通している業者と随意契約を実施したものである。</p>	<p>13</p>	
<p>ダム堤体周辺採水作業 (岐阜県下呂市金山町卯野原地内) 平成25年12月12日～平成26年2月9日 水質調査</p>	<p>分任契約職 岩屋ダム管理所長 笹 繁生 (岐阜県下呂市金山町卯野原)</p>	<p>平成25年12月11日</p>	<p>(株)大紘コンサルタント (岐阜県可児市土田)</p>	<p>岩屋ダムにおけるダム河床集水堤Aの浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向を示し、ダム本体の安全性に関わる重大な事項であることから、原因特定のため、日々の採水作業を緊急的に実施する必要性が生じたものである。なお、本業者は近隣で対応可能な者であった。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>1,816,500</p>	<p>1,790,250</p>	<p>98.6%</p>	<p>—</p>	<p>岩屋ダムにおけるダム河床集水堤Aの浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向を示し、ダム本体の安全性に関わる重大な事項であることから、原因特定のため、日々の採水作業を緊急的に実施する必要性が生じたものである。なお、本業者は近隣で対応可能な者であった。</p>	<p>13</p>	

<p>早明浦ダムGPS地すべり遠隔観測システム復旧業務 (高知県土佐郡土佐町田井地内(早明浦ダム・高知分水管理所) 平成25年9月7日～平成25年11月30日 地質調査業務</p>	<p>分任契約職 池田総合管理所長 加納 茂紀 (徳島県三好市池田町)</p>	<p>平成25年11月14日</p>	<p>(株)パスコ徳島支店 (徳島県徳島市中州町)</p>	<p>本業務は、不具合が発生している早明浦ダムGPS地すべり遠隔観測システムの復旧を行うものである。当システムは、地すべり地区のうち最重要地区重要地区を中心に設置し、貯水池斜面の挙動監視を行っており、監視が中断することで管理上重大な支障をきたすものである。当該業者は本システムに精通している施工業者であることから、速やかに適切な施工ができるものと判断できる。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>6,468,000</p>	<p>5,985,000</p>	<p>92.5%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、不具合が発生している早明浦ダムGPS地すべり遠隔観測システムの復旧を行うものである。当システムは、地すべり地区のうち最重要地区重要地区を中心に設置し、貯水池斜面の挙動監視を行っており、監視が中断することで管理上重大な支障をきたすものである。当該業者は本システムに精通している施工業者であることから、速やかに適切な施工ができるものと判断できる。</p>	<p>13</p>	
<p>会計監査人による平成25事業年度会計監査契約</p>	<p>契約職 副理事長 岩村和平 (埼玉県さいたま市中央区)</p>	<p>平成25年11月18日</p>	<p>あずさ監査法人 (東京都新宿区津久戸町)</p>	<p>この業務は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。 国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。 選任を求めるに当たっては、候補とされた監査法人に対し、監査にかかる具体的な実施体制及び実施方法並びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、定められた候補者選考基準(基本的要件・監査実施体制・監査の実施方法・監査費用)に従って、当該企画書を審査した結果に基づき作成した候補者名簿を国土交通大臣へ提出し、選任が行われているものである。 以上のように、この業務は企画・提案内容による競争が行われた結果の選任であり、契約の性質として競争を許すものではない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)</p>	<p>—</p>	<p>27,756,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>この業務は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣に選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。 国土交通大臣による会計監査人の選任に当たっては、独立行政法人の長が監事の同意を得たうえで会計監査人の候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされている。 選任を求めるに当たっては、候補とされた監査法人に対し、監査にかかる具体的な実施体制及び実施方法並びに監査費用等を記載した会計監査人選任企画書の提出を求め、定められた候補者選考基準(基本的要件・監査実施体制・監査の実施方法・監査費用)に従って、当該企画書を審査した結果に基づき作成した候補者名簿を国土交通大臣へ提出し、選任が行われているものである。 以上のように、この業務は企画・提案内容による競争が行われた結果の選任であり、契約の性質として競争を許すものではない。</p>	<p>1</p>	
<p>日韓技術交流会議資料翻訳及び通訳派遣業務</p>	<p>契約職 総合技術センター所長 自閑茂治 (埼玉県さいたま市桜区大字神田936)</p>	<p>平成25年12月10日</p>	<p>(株)翻訳センターパイオニア (東京都新宿区船河原町)</p>	<p>一般競争入札での不調、発注ロット組替えによる見積徴取の不落により、既に開催期日が決まっている国際会議の準備・運営に支障をきたすおそれがあり、これを回避するため、当該業者と随意契約を行ったものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)</p>	<p>—</p>	<p>1,376,296</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>一般競争入札での不調、発注ロット組替えによる見積徴取の不落により、既に開催期日が決まっている国際会議の準備・運営に支障をきたすおそれがあり、これを回避するため、当該業者と随意契約を行ったものである。</p>	<p>13</p>	

宇連ダム非常用ゲート整備	豊川用水総合事業部	平成25年11月14日	(株)IHIインフラ建設中部支店 (愛知県名古屋市中区)	宇連ダム非常用ゲート室内で漏水が確認された。このまま漏水が続いた場合、ダム監査廊等に影響が及び、ダムの施設管理・運用に支障をきたすおそれがあるため、納入業者を相手方として漏水原因の究明と応急の止水対策を講じたものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	-	1,417,500	-	-	宇連ダム非常用ゲート室内で漏水が確認された。このまま漏水が続いた場合、ダム監査廊等に影響が及び、ダムの施設管理・運用に支障をきたすおそれがあるため、納入業者を相手方として漏水原因の究明と応急の止水対策を講じたものである。	13	
A重油購入 (A重油19,900リットル)	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 青井保男 (滋賀県大津市堅田)	平成25年10月17日	喜楽鉱業(株) (滋賀県湖南市石部口)	9月16日からの内水排除操作により14の排水機場の燃料補給が必要となったため。給油量は、排水機場の運転を行いながら残燃料と以降の運転の要否等を勘案して決定するものであり、常時概ね3日程度の燃料が必要である。契約の相手方については、補給の要請後24時間程度で対応できる態勢を有している業者であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第5号)	-	2,712,360	-	-	9月16日からの内水排除操作により14の排水機場の燃料補給が必要となったため。給油量は、排水機場の運転を行いながら残燃料と以降の運転の要否等を勘案して決定するものであり、常時概ね3日程度の燃料が必要である。契約の相手方については、補給の要請後24時間程度で対応できる態勢を有している業者であるため。	13	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12